

季刊 スケットニュース

SKET NEWS

VOL.29 平成28年【秋号】



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>

Sket-Town (組合員専用ページ)

<http://www.sket-town.com/>



【世界遺産】フィリピン サン・アグスチン教会 組合職員撮影

contents

- 1 外国人技能実習生日本語弁論大会が開催されました
- 2 日本語能力試験合格者発表
- 3 外国人技能実習生 わが社の好事例
- 4 外国人技能実習生の技能移行職種が続々と追加されています
- 5 車両制限令・駐停車禁止の取締りが更に強化されています
- 6 ETCコーポレートカードの交換のご案内

- 7 【緊急】ETCコーポレートカード車両単位割引10%拡充措置（激変緩和措置）が年内で終了します
- 8 高速道路で大地震が発生したら・・・（首都高速編）
- 9 東北道イベント「来てけ祭」開催中
- 10 外国人従業員への給与支払い時の注意



組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

外国人技能実習生日本語弁論大会が開催されました

全国ビジネスサポート協同組合連合会（NBCC）主催の外国人技能実習生日本語弁論大会が、名古屋、大阪および広島で開催されました。各大会の様子をご紹介します。

名古屋大会は、2016年7月31日（日）イーブルなごや（名古屋女性会館）において開催されました。来賓として名古屋入国管理局統括審査官の山本英輝様他をお招きし、16名の実習生が堂々としたスピーチを披露しました。当組合からはプラスチック成形SS社の中国人張偉峰（チョウ イホウ Zhang WeiFeng）さんが「日中両国で見る礼儀」と題して発表を行いました。

大阪大会は、8月21日（日）守口文化センター（エナジーホール）において開催されました。中華人民共和国大阪領事館領事の孫叔強氏を始めとする来賓の方々の前で、実習生たちは日ごろの練習の成

果を競いました。当組合から、工業梱包WK社のベトナム人実習生ゴー・バー・フィ（NGO BA HUY）さんが、題目「笑う」を発表し、初級部門13人の中で、見事優良賞を獲得しました。



優良賞を獲得した
ゴー・バー・フィさん
(大阪大会)

広島大会は、9月18日（日）広島修道大学5101教室において開催されました。来賓に国際研修協力機構広島駐在事務所所長の養学重雄氏他をお迎えし、総勢22名の実習生が熱弁をふるいました。当組合からは5社9名の実習生が参加しました。同大会は、地域での注目度が高く、大会の様子は中国新聞でも報道されました。



大会終了後、緊張がほぐれ笑顔があふれる実習生たち（広島大会）



熱気で包まれている会場内
(名古屋大会)

日本語能力試験合格者発表！

2016年7月の日本語能力試験結果が発表されました。今回の合格者数は以下の通りです。

N 1	1名
N 2	2名
N 3	9名
N 4	7名
合計	19名

特に今回の試験では、H株式会社様の実習生温麗麗さんが難関の最上級N1に見事合格しています。

弊組合では、合格者に報奨金を出して受験を奨励しています。

また今年12月の日本語能力試験にも多くの実習生が申し込みを行っています。一人でも多くの実習生に合格してもらうため、弊組

合でもサポートしていきます。

N 1	6名
N 2	28名
N 3	130名
N 4	82名
合計	246名

12月 日本語能力試験の申込者数



外国人技能実習生 わが社の好事例

(惣菜加工 AF社様)

今年から第1期生として18名の実習生を招へいました。早いもので入社してから6ヶ月が経とうとしています。1ヶ月間の座学の集合講習期間を終了したのち、最初の1ヶ月間は現場での研修期間として焼き海苔の加工と中華惣菜の製造部門を経験してもらい、その後の配属を正式に決定しました。今では工場にとって欠かせない存在にまでなって活躍してくれています。又、職場に活気と明るさが出て、とても雰囲気になりました。

仕事の他にも社内イベントに参加してもらい、チーム対抗のイベントでは実習生チームが優勝し、仕事だけでなくイベントにも積極的に取り組む姿勢

を見せてくれました。中でも地域の祭りに会社として出店した際には、催しとして『よさこいソーラン』を披露してくれました。毎日の仕事での疲れもあったかとは思いますが、業務終了後に3ヶ月間かけて練習して頑張ってくれました。その間には日本語能力検定もあり、勉強しながら大変だったかと思っています。本番では揃わない場面もありましたが、全員の一生懸命な姿には感動させられました。

来年は第2期生として25名の採用も決定しています。更に活気あふれた会社になるよう期待しています。



一生懸命に踊る実習生たち



踊りを終えて達成感に浸る実習生たち

外国人技能実習生の技能移行職種が続々と追加されています

2015年4月より3年間技能実習が可能な技能移行職種が続々と増えています。これは政府の外国人材活用の規制緩和の流れの中で起こっているものではないかと考えられます。昨年より追加された職種についてご紹介します。

日付	職種名	作業名
2015年4月1日	耕種農業	果樹
2015年4月1日	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
2015年4月1日	惣菜製造業	惣菜加工
2015年12月28日	座席シート縫製	自動車シート縫製作業
2016年4月1日	自動車整備	自動車整備作業
2016年4月1日	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業

農業・食品・自動車など様々な分野で3年間の受入れが可能になりました。ビルクリーニングは、これまでにない新しい職種です。今国会でも、介護職など新しい分野での技能実習生の活用が継続審議されており、実習生の活躍の場がこれから益々広がるのではないかと期待されています。

技能移行職種に該当するかどうかは、作業の具体的内容や使用する機械などにより判断されます。国際研修協力機構のホームページに概要が掲載されていますのでご参照ください。

<国際研修協力機構URL>

<http://www.jitco.or.jp/system/shokushu-hanni.html>

車両制限令・駐停車禁止の取締りが更に強化されています

高速道路会社各社（東日本、中日本、西日本、首都高速、阪神高速、本四高速）は、高速道路上での事故防止、高速道路へのダメージの低減を目的に、従来より、車両制限令違反（通行車両の重量、長さ、高さ、幅の超過）車両の取り締まりを行ってきましたが、違反車両は後を絶たず、平成28年10月1日より、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、高速道路各社が個別に行っていた車両制限令違反情報を共有し、この情報に基づいて6社が管理するすべての道路の違反点数を合算し、車両

制限令違反者に対する割引停止、利用停止措置等の罰則が適用されることとなりました。



また、一方、深夜の高速道路料金所付近では、従来より、深夜割引適用を待つ大型車が、午後11時ころから午前0時まで、料金所前で長い車列を作り、渋滞の原因となる現象が問題となってきました。特に東名高速道路東京料金所付近では、流入するランプにまで長い車列が出来、交通事故の原因ともなりかねず、社会問題となっていました。料金所前は高速道路内であり、駐停車禁止は言うまでもありません。高速道路各社では、これを取り締まるため、料金所前に無人カメラを設置し、

料金所前に違法に駐停車する車両を特定して、ETCカードの割引停止を警告するなど、強硬な措置に乗り出してきました。



このように道路会社では、IC入口などで車両制限令違反車両や駐停車車両の取り締まりを実施し、一定の条件を超えた違反を繰り返すと道路会社より警告書・命令書が発行され、更に違反を繰り返すとETCカードで受けられる割引停止などの措置が行われる事になります。

悪質な違反者や常習者に対しては通行許可取り消し、警察への告発が行われることもあります。

組合員様が当組合のETCカードご利用時に違反をした場合、またはその他のETCクレジットカードご利用時に違反をした場合であっても、この割引停止などの措置は組合全体に行われることがあり、全組合員様に不利益をもたらしかねません。

組合員様におかれましては従来より車両制限令遵守・特殊車両通行許可証の備え付け・道路交通法の遵守を励行していただいている事とは存じますが、今後ともなお一層徹底して頂けますようよろしくお願い致します。

ETCコーポレートカードの交換のご案内

現在ご利用いただいておりますETCコーポレートカードは、2017年3月31日が交換期限となり、2017年4月1日以降はご利用できなくなります。（カード券面右下に表示された交換期限が17年03月となっておりますので、ご確認願います。）従いまして、今年度中には新カードとの交換作業をお願いする事となる見込みです。詳しい日程等につきましては、改めてご案内



内させていただきますので
よろしくお願いします。

交換期限：17年03月
※2017年3月末まで利用できます。

【緊急】ETCコーポレートカード車両単位割引 10%拡充措置（激変緩和措置）が年内で終了します

既にご案内の通り、ETCコーポレートカード車両単位割引10%拡充措置（激変緩和措置）は平成28年4月以降はETC2.0搭載車に限り適用する事を基本とし、経過措置として従来のETC搭載車にも半年程度を目途に適用されておりましたが、この度（平成28年9月29日）、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社より、この10%拡充措置の経過措置を、期間を3ヶ月延長したうえで平成28年12月末をもって終了する旨の発表がなされました。平成29年1月以降は、この10%拡充割引は、当面ETC2.0搭載車両のみに適用されることとなります。

1.ETC2.0搭載車に限り適用期間を延長

前述のように、ETCコーポレートカード車両単位割引10%拡充措置（激変緩和措置）は、平成29年1月以降はETC2.0搭載車に限って適用され、平成30年3月末まで適用される予定と発表されています。平成28年1月以降、ETCコーポレートカードご利用の組合員様が引き続き10%拡充割引の適用を受けるためには、新たにETC2.0車載器の搭載が必要になります。（すでに搭載済みの場合は除く）

平成29年1月以降の車両単位割引（ETCコーポレートカード）

自動車1台ごとの1ヶ月のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

※（ ）は、ETC2.0搭載車両に限り適用される割引率です。
（平成30年3月末までの予定）

2.ETC2.0車載器購入助成キャンペーン実施中

NEXCO各社（東日本・中日本・西日本）ではETCコーポレートカードを利用して、新たにETC2.0車載器を購入し、セットアップ・取付けを行った車両に対し、1台あたり1万円を助成するキャンペーンを実施中です。当組合の貸与する

ETCコーポレートカードをご利用の車両もこの対象となり、組合を通じて助成金が支払われることとなります。

○助成対象期間 ～平成29年3月31日まで

○助成金額 10,000円/台（税込）

○助成台数 全国先着45万台

○助成対象 ETCコーポレートカードご利用の方で、助成対象期間中、新たにETC2.0車載器を購入し、セットアップ・取付けられた方。

○助成金受け取りまでの流れ 当組合の貸与するETCコーポレートカードを利用している車両に、新たにETC2.0車載器を購入し、セットアップ・取付けをされましたら、組合書式『登録車両変更届』にご記入いただき、新車載器のセットアップ証明書と併せて、当組合へFAXにてお届けください。ETC2.0車載器購入助成キャンペーン事務局より、助成金適用が承認されましたら、当組合より、ETCコーポレートカードご利用請求額より、助成金適用分を差し引かせていただきます。

3.ETC2.0車載器を組合員価格にて販売中です。

当組合では、事業者用ETC2.0車載器（パナソニック製 CY-E T5000GD）を組合員価格で販売中です。前述の助成金（10,000円/台〈税込〉）も適用されます。

従来の車載器搭載車両に対する10%拡充措置の終了の発表を受け、ETC2.0車載器が品薄になることも予想されます。この機会をお見逃しなく、お申込みください。



CY-E T5000GD パナソニック製

スタンドアロン型 カーナビ接続不要

組合員価格 29,700円（税込み）

※本体のみ（セットアップ・取付け別）

高速道路で大地震が発生したら・・・（首都高速編）

地震はいつ起こるかわかりません。もし起こったらどうすべきかを日頃から心がけるようにしておきましょう。

●走行中揺れを感じたら

- ・運転中に大地震が発生すると、パンクしたときのように突然クルマが激しく左右に揺れハンドルをとられるような感じになります。
- ・首都高を走行中に揺れを感じたら、急ブレーキをかけないでゆっくり減速して停車してください。
- ・停車するときは、左側か右側に寄せて停車し、緊急車両が通行できるよう中央部を空けてください。



災害時には、
緊急情報を表示します

- （空いているときはなるべく左側に停車してください）
- ・首都高の管内で大地震（震度5強以上）が発生すると、首都高の入口は閉鎖され通行止めになります。安全確認のため直ちに緊急点検を実施しますが、緊急点検には3時間程度かかります。

●停車したら

- ・ラジオをつけ、地震や災害の状況、道路交通情報を得てください。

- ・二次災害防止のため、自分の判断でむやみに行動しないでください。
- ・パトロールカー等で広報しながら巡回しますのでその指示に従ってください。



●避難誘導に際して

- ・安全が確認された場合は、確認できたところからパトロールカー等で出入口を案内するなどの誘導を行います。
- ・万一、車両による高速道路上からの避難が困難または危険な状態となった場合は、パトロール員の指示に従い避難してください。
- ・避難するときは、周囲の安全をよく確認し、次のことを守ってください。

1. エンジンは止め、キーは付けたままにする
2. 窓ガラスはしっかり閉める
3. 貴重品は必ず持ち出す
4. ドアはロックしない



首都高速道路㈱HPより転載

【東北道イベント】来てけ祭 開催中



菅生PA（下り線）内の催事スペース「えん」にて開催

“地元のおいしさに出会う場所”をコンセプトに、菅生PA（下り線）内催事スペース「えん」にて「来てけ祭」を開催しています。選りすぐりの商品を販売していますので、ぜひお立ち寄り下さい。
※原則第1・第3土曜、日曜（10:00～16:00）の開催ですが、予告なく開催を中止する場合がありますので、予めご了承下さい。

●10月

《福島県産果物の販売》
福島県産の果物や、果物を使用したジュースやジャムなどを販売予定です。

●11月

《蔵王野菜の販売》
宮城蔵王で採れた新鮮野菜を販売致します。

●12月

《蔵王野菜の販売》
宮城蔵王で採れた新鮮野菜を販売致します。

●対象SA・PA

東北自動車道・菅生PA下り線（宮城県柴田郡村田町）

●実施期間

原則第1・第3土曜、日曜（10:00～16:00）開催

詳しい日程等はNEXCO東日本HPをご覧ください。

（http://www.driveplaza.com/sapa/event_campaign/detail/kitekesai.html）



NEXCO東日本HPより転載

【税務】外国人従業員への給与支払い時の注意

外国人技能実習生を受入れている組合員様のみならず、外国人を雇用する機会が増えている昨今ですが、外国人の従業員であっても、支払った給与には所得税が課税され、源泉徴収が必要な事はご存じの通りです。ここで改めて外国人従業員への給与支払い時の注意点をまとめてみました。

●居住者か、非居住者か、によって源泉徴収が異なる

給与からの源泉徴収については、その外国人従業員が所得税法上の「居住者」か「非居住者」のいずれに該当するかによって計算が異なります。

「居住者」とは、日本国内に住所（個人の生活の拠点）がある、または現在まで引き続き1年以上居所（ホテル等、個人が一定期間継続して居住する場所）を有する個人をいい、「居住者」に該当しない人が「非居住者」になります。

日本国内での就労を目的に来日する外国人は、原則として、居住者と推定されます。

ただし、労働契約期間が1年未満であるなど、来日時に在留期間が1年未満であることが明白な場合は、非居住者となります。

(1)居住者である外国人の場合

日本人従業員と同様に、給与からの源泉徴収と

年末調整を行います。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらい、給与を毎月支払う場合は、「源泉徴収税額表（月額表）」の甲欄を使用します。また、住民税も課税されるため、給与からの特別徴収が必要です。

「居住者」と判定された外国人は、さらに「永住者」と「非永住者」に区分され、所得税の課税範囲が異なります。

①非永住者

居住者のうち日本国籍を有しておらず、なおかつ、過去10年間に日本国内に住所または居所を有していた期間が5年以下の外国人

②永住者

非永住者以外

(2)非居住者である外国人の場合

原則として、給与の支払時に一律20.42%（復興特別所得税を含む）の税率で源泉徴収することで、課税関係が終了します（年末調整は不要です）。住民税は課税されません。

以上をまとめると下記【図表1】のようになります。

【図表1】課税される所得と税率

区分	所得税の課税範囲	源泉税率（給与所得）	住民税の課税範囲
居住者	非永住者 日本国内での所得、国外での所得のうち、国内で支払われたもの、または国外から送金されたもの	日本人と同様、源泉徴収が必要	1月1日現在、日本に住所がある場合は課税
	永住者 すべての所得に課税		
非居住者	国内源泉所得	原則20.42%（※） 源泉徴収によって課税関係は終了	1月1日現在、日本に住所がない場合は非課税

（※）外国人の出身国と日本が租税条約を締結している場合、課税が免除されることもあります。

ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

- ・製造業その他 … 資本金3億円または従業員300人以下
- ・卸 売 業 … 資本金1億円または従業員100人以下
- ・小 売 業 … 資本金5千万円または従業員50人以下
- ・サービス業 … 資本金5千万円または従業員100人以下

2.社名のご変更 3.代表者のご変更 4.ご住所・TEL・FAX等のご変更

5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類（登記簿謄本等）のご提出をお願いしております。

●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

今年は夏から秋にかけて例年に比べて、日本列島に多くの台風が接近・上陸し、甚大な被害を被った地域が数多く見受けられました。被害に遭遇された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。これから実りの秋を迎え、紅葉などの景観が美しくなる季節ではありますが、台風の影響により作物の不作や食料品の高騰が懸念されています。今年度も下期に入り、気持ちを新たに誌面を通じて組合員の皆様のお役に立つ情報をタイムリーに、かつ的確に提供してまいります。